平成28年第4回柳津町議会定例会会議録 第3日 平成28年12月16日(金曜日)

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 渕 清 幸 6番 小 林 功 9番 田 﨑 為 浩 2番 磯 目 泰 彦 正 木吉 7番 菊 地 10番 鈴 信 11番 伊藤昭 3番 伊 藤 純 8番 齋 藤 正 志 5番 田 﨑 信 二

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井関庄一 建設課長 横田勝則 副 町 長 郡司博道 保育所長 矢 部 良一 総務課長 角 田 弘 教 育 長 目 黒 健一郎 出 納 室 長 金子佳弘 教 育 課 長 横井 伸 也 町民課長 鈴 木 春 継 公民館長 舩木慎 弥 地域振興課長 菊 地 淳 一 代表監査委員 目 黒 忠 威

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 天野 高 専門員 鈴木一義

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 議案第 9 0 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第 9 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例について

日程第 3 議案第 92 号 柳津町税条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 9 3 号 平成28年度柳津町一般会計補正予算

日程第 5 議案第 9 4 号 平成28年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

日程第 6	議案第 95 号	平成28年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 7	議案第 96 号	平成28年度柳津町介護保険特別会計補正予算
日程第 8	議案第 97 号	平成28年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 9	議案第 98 号	平成28年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
日程第10	議案第 99 号	平成28年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
日程第11	議案第100号	平成28年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
日程第12	議案第101号	指定金融機関の変更について
追加日程第1	議員提出議案第8	3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
		の提出について

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分) 本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

 \Diamond \Diamond

◎議案の審議

○議長

日程第1、議案第90号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第90号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明 をいたします。

本案は、人事院及び福島県人事委員会の勧告に基づき条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいた します。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第90号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明を 申し上げます。

2ページをお開きください。

今回の柳津町の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど町長からありましたように、人事院及び福島県人事委員会の勧告に基づいて柳津町の給与条例等を改正したいというところでございます。

まず、第10条第2項第2号中「及び孫を」というように書いてありますが、今までは子供 と孫を一つのくくりの号の中でお示しをしておりましたが、子と孫を別々にするという形で、 この後扶養手当が出てまいりますが、今回子供に対して手厚くするということで改正をしたいという部分でございます。

続きまして、次の第10条第3項でございますが、これにつきましては、手当額をここでうたってございます。現在までは、扶養手当の額につきましては、配偶者につきましては月額1万3,000円を支給しておりました。子供に関しましては6,500円を支給しておりましたが、この改正によりまして、今後、配偶者につきましては6,500円へ、子供に関しましては1万円へ金額を改定したいというようなところでございます。

続きまして、第11条中につきましては、文言等の改正をここでうたっているところでございます。関係条文につきましてもここでうたっているところでございます。

続きまして、次のページ、3ページをお開きください。

一番上になります。第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に改めるという ふうに書いてございますが、これにつきましては、職員の勤勉手当の額の率を定めていると ころでございます。勤勉手当の額を、今現在、6月、12月に支給しておりますが、それを 「80」を「85」に改定したいというところでございます。同項第2号中「100分の37.5」を 「100分の40」という形でございますが、これにつきましては、再任用職員の勤勉手当の額 を定めたものでございます。

附則第17号中「100分の0.72」を「100分の0.765」に改定という部分につきましては、職員が6級になった場合にこういう調整で、「100分の80」については今まで「72」となっておりますが、それを改定して「100分の0.765」にしたいと。その下については、通常の基礎額はこうですよという部分で書いてあるところでございます。

それと、その下に「別表第1を別紙のように改める。」というふうに書かれてございます。 別表というのが6ページから8ページまで、これが今回の人事院及び福島県人事委員会の勧 告に基づきまして給与を改定したいというもとの給与改定表でございます。今回につきましては、若年者、若い方について、給与の改定を行っていきたいという考え方でございます。

続きまして、附則でございますが、附則の別表1の改定につきましては、28年4月1日に 遡及をして改定をしていきたいという考え方でございます。(2)につきましては4月1日 から、これにつきましては扶養手当関係については4月1日からという考え方でございます。

ただし、まだその下のほうに附則が続きまして、2号といたしまして、給与の内払という 形が書いてございます。先ほど給与については28年4月1日に遡及して支給したいというお 話を申し上げましたが、既に4月分から給料は支給されております。今回12月分も支給され ます。ということで、それはあくまでも給与改定前の金額を払っておりますので、それは改 定後の給与の内払であるという考え方をここでうたってございます。

続きまして、勤勉手当の特例というところが下にございます。先ほど申し上げました勤勉手当を、6月、12月の支給を、「100分の80」を「100分の85」に改定をしたいというお願いを申し上げましたが、本年に限っては、合わせますと0.1上がるようになります。その0.1上がる分を12月分で改定したいという考え方でございますので、「100分の80」とあるのを「100分の90」として改定し、再任用については「37.5」を「42.5」、続いて6級については「100分の0.72」を「100分の0.81」、通常の基礎分は同じように「80」を「90」とするという考え方でございます。

続きまして、扶養手当の特例というのがございます。先ほど扶養手当、配偶者については 現在1万3,000円を6,500円にしますというお話を申し上げましたが、それにつきましても段 階的に改定をしていきたいという考え方がここでうたってございます。

まず、扶養手当につきましては、29年に関しましては、現行1万3,000円を1万円としたいという考え方でございます。30年の4月1日からは6,500円という形になります。子供さんにつきましては、先ほど6,500円を1万円に改定したいと申し上げましたが、附則の中で、現行6,500円ですが、来年、29年は8,000円に、30年に1万円という形で改定をしていきたいという考え方でございます。

以上のような内容が、今回の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

6番、小林 功君。

○6番

それでは質問をいたしますが、職員の給与に関する条例の改正というのは県の人事院の勧告によって行うものでありますけれども、そもそも人事院の給与勧告というのは、公務員の労働基本権というものを制約するかわりに職員に対して適正な給与を確保してあげるという機能があるわけであります。そのために公務員の給与を民間企業の給与水準に合わせて遜色のないようにするということを大きな目的にしているわけですが、しかし、ここでいう民間企業の規模というのは50名以上という比較的大きな企業を対象としているために、特に柳津町は町職員と民間企業の給与格差が大変広がっている、民間企業の給与がかなり低いのが現

状であります。本来の人事院が行う給与勧告の趣旨から離れているということと、行財政改革を推し進めていく上でも、もはや人事院の勧告に従うことがいかがなものなのかというふうに感じております。この点、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今ほどの小林議員のご質問でございますが、現在、人事院勧告の中では民間との格差0.05 という形で示されております。それについての調整をしたいという部分でございます。ただ、 若年層だけという部分が今回その0.05の差を埋めるという部分で、若い年代だけを調整する ことによって全体としては0.05になるよという考え方で今回の国及び県の人事院勧告がなさ れているという部分でございます。

それと、当然、おっしゃられるように、地区の柳津町にある会社等との給与の格差という 部分については我々も自覚をしているところではございますが、近隣市町村、両沼管内全域 において、今回につきましてもあくまで人事院勧告に基づいて給与を改定している、既に議 会が終わったところもありますし、これに基づいて提案をしているというのが全ての自治体 でございますので、柳津町も何とぞこれで県の人事院に合わせまして給与改定をお願いした いという形で提案させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

職員の給与という点においても、柳津町の独自性をもって決めていくという姿勢も実際必要かと思いますので、今後の検討課題としてぜひお考えいただきたいと思います。以上です。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第90号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり 決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第2、議案第91号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第91号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提 案理由の説明をいたします。

本案も、人事院及び福島県人事委員会の勧告に基づき条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいた します。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

それでは、議案第91号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正に伴いまして、職員の 育児支援、介護支援に関する規定の改定をするものでございます。

まず、第8条の2の改定でございますが、これにつきましては、現行まではあくまでも法

律上の親子関係にある子のみが扶養親族として定められておりました。今回の改定によりまして、特別養子縁組の監護期間中の里親に委託している子等についても追加をされたという部分でございます。それと文言の改正で、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」という部分で文言の改正をしているところでございます。

同じ10ページの第8条の3の改正につきましてですが、これが先ほど申し上げましたとおり文言の訂正で、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に文言を訂正するものでございます。

続きまして、第11条の改正につきましては文言の追加でございます。休暇の種類に「介護 時間」の文言を追加したという部分でございます。

続いて、第15条の改正でございますが、介護休暇の分割及び時間について新たに新設をしていくという形でございます。介護休暇につきましては、現行1回のみ、連続6カ月間とれるというふうになっておりますが、今回の改正によりまして、介護休暇を請求できる期間は、最大6カ月については変わっておりませんが、3回まで分割して取得することが可能になったという部分が今回の第15条第1項の部分でございます。

次のページをお開きください。11ページでございます。

第15条の2でございますが、ここに介護時間というものが新たに追加をされたというところでございます。介護時間におきましては、連続して3年間の期間内で1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができるという制度を新設したというところでございます。それと、最後にありますが、1時間当たりの、休んだ場合、当然休暇をとった場合ですが、先ほどの6カ月の休暇、今の時間の休暇をとった場合については給与は減給をいたしますという考え方でここにうたっております。

なお、第16条につきましては、見出しの文言を追加して改定するものでございます。

それで、今まで申し上げました部分、第1条部分につきましては、附則の部分で、これについては29年1月1日、来年の1月1日から施行をさせていただきたいという考え方でございます。

続いて中段にある第2条以下の改定でございますが、これにつきましては、来年4月に児童福祉法の改定等がございまして、文言が改定されるということがございますので、今回同時に提案をさせていただきまして、文言を改正させていただきたいという部分で、この改正の条文につきましては、29年4月1日から施行させていただきたいという考え方でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第91号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」原 案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第3、議案第92号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第92号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、柳津町税条例の 一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいた します。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第92号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

今回の柳津町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法 律に基づくものであり、国税の取り扱いに準じて改正をするものでございます。

改正内容といたしましては、第19条、第43条、第48条、第50条につきましては、町県民税、 法人町民税の延滞金の計算期間についての改定であります。延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定の整備となっておるものでございます。

第19条につきましては、地方税法の改定に伴う字句を改正し、また、延滞金の計算期間の 改定について規定をしたものでございます。

第43条につきましては、個人町民税について地方税法の規定に伴う字句を改正し、新たに 第4項を追加して、延滞金の計算期間の改正について規定をしたものでございます。

次のページ、14ページをお開きください。

第48条の改定でございますが、これにつきましては、地方税法の改定に伴う字句の改正を し、同条中「第6項」を「第7項」として、「第5項」を「第6項」として、第5項として 延滞金の計算期間の改定について規定したものでございます。

次のページ、15ページになりますが、第50条につきましては、地方税法の改定に伴う字句を改定し、第4項を追加し、延滞金の計算方法について規定したものでございます。

今回の改定につきましては、法人の方々が当初申告していた申告が、中間で減額更正等がなされて、その後確定申告をしたような場合に、確定申告額が当初申告額よりも増額されたような場合に関しまして、今までですと増額されたものについては当初申告までさかのぼって延滞金が発生するということがございましたが、今回の改定によりまして、修正申告をした部分から増額した分、当初申告以上に増額した部分について、その増額した部分にのみ延滞金がかかるという形になったという部分が今回の延滞金の改正方法でございます。

続きまして、15ページの下段の附則第6条でございます。

第6条につきましては、今回、特定一般用の医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例を今回創設するというところでございます。これにつきましては、現行の医療費控除の特例として、適切な管理下の中で医薬用薬品代から代替を進める観点、極端に言いますと、医者にかからないで軽いものについては市販のお薬で対応をしていただきたいというような考え方かと思われます。その中で、特定健康診査あるいは予防接種、定期健康診断、健

康診査、がん検診などのいずれかを受けている方に関しては、来年1月1日から33年12月31日の間で要指導医薬品から一般用医薬品のうち医療薬から転用された医薬品の購入をした場合に、年間1万2,000円を超えるものにつきましては1万2,000円を超えた部分、限度が10万円となりますが、ですから最高控除額としては8万8,000円となりますが控除されますというふうになったところでございます。現行の医療費控除は当然ございますが、ちなみに、総所得が200万を超えるような方でありますと、10万円以上の医療費がございませんと医療費控除の適用にはならなかったというのが現行でございます。そのような改定がされたということでございますので、これにつきましては町民の皆様にも周知を十分にしていきたいと考えてございます。

続きまして、16ページでございます。

第20条の2の追加でございます。これにつきましては、日本と台湾の間で関するもので、 国税の取り扱いに準じて改正となるものでございます。台湾との間で国家間の国際条約である二重課税を回避すること等を目的とした租税条約が締結されていないというところでございますので、今回、日台民間租税取決めが締結され、規定された内容を日本で実施するためには国内法の整備が必要となったという部分でございます。そのような形で改定はされておりますが、柳津町の部分に対しては、この部分に関しては改定はいたしますが関係は出てこない部分であるのかなというふうに考えてございます。

続きまして、19ページをお開きをお願いいたします。

19ページの第2条という部分で、「柳津町税条例等の一部を改正する」と書いてございます。これにつきましては、町のたばこ税、紙巻たばこ三級品の税率等に関する経過措置を規定した附則第4条が改定になるので、税条例の第19条第3号が今回に見直しになりました。 先ほど提案させていただきましたので、その改定に伴いまして地方税法の改定をしていきたいという考え方でございます。ということで、29年4月1日から施行させていただきたい。

ただし、条例第1条柳津町町民税附則第6条及び第2条の改定については30年1月1日から施行しますという形になっています。というのは、30年1月1日というのは申告の絡みがございますので、このような考え方を書かせていただいているというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

3番、伊藤 純君。

○3番

総務課長、詳しく聞きたかったんですけれども、15ページの中ほどに、「詐偽その他不正の行為により町民税を逃れた法人」という文章ありますよね。ほぼ真ん中。「15の5第3項」のちょっと上。これは個人にも該当するような条例なのかな。

もう一つは、時効はあるんですか、もし不正で申告した場合に。もしわかれば。わからなければ後で調べてもらって教えていただければ。

議長、以上です。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

法人についても当然個人と同じでございますので、これは適用されるとは思います。 後段のご質問につきましては後ほどということで、済みません、よろしくお願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第92号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

お諮りいたします。

日程第 4、議案第 93号「平成28年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 5、議案第 94号「平成28年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 6、議案第 95号「平成28年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 7、議案第 96号「平成28年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第 8、議案第 97号「平成28年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第 9、議案第 98号「平成28年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第10、議案第 99号「平成28年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第11、議案第100号「平成28年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議 案第98号、議案第99号、議案第100号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

それでは、議案第93号「平成28年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費等と臨時福祉給付金、道路改良事業等に関する歳入歳出予算の補正であります。

次に、特別会計でありますが、議案第94号「平成28年度柳津町国民健康保険特別会計 補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、事業勘定及び施設勘定における職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第95号「平成28年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提 案理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費等及び保険料償還金に要する歳入歳出予算の追加補正であります。 次に、議案第96号「平成28年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由 の説明をいたします。 本案は、職員の人件費等及びシステム改修費並びに保険給付等に要する歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第97号「平成28年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案 理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費等及び施設修繕費並びに消費税に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第98号「平成28年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について 提案理由の説明をいたします。

本案は、スキー場安全対策工事に要する歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第99号「平成28年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について 提案理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費等に要する歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第100号「平成28年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案 理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費等及び設備の修繕並びに償還金に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第83号「平成28年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案 理由の説明をいたします。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいた します。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

それでは、私から補足して説明を申し上げます。

今回の提出されました予算案件8件につきまして、人件費にかかわるものにつきましては、 先ほど議案第90号において議決をいただきました職員の給与に関する条例を改正するに伴い まして、給与、職員手当、共済費を補正するものでございます。ここにつきましては説明を 省略していきたいと考えます。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。

議案第93号「平成28年度柳津町一般会計補正予算(第4号)」。

1億876万円を減額し36億6,734万1,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、地方債補正でございます。

5ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございます。町道五畳敷大成沢線から消雪設備整備事業までにつきましては、今回大きく減額しております理由でございます、建設のほうでやっております社会資本整備事業の補助金の額が確定したことに伴いまして事業費が大幅に減額したということでございます。それに伴いまして、今回地方債についても減額補正をさせていただきたいという考え方でご提案をしたものでございます。五畳敷大成沢線から下ノ湯五畳敷線までは減額となっておりますが、消雪設備整備事業につきましては、出倉所沢線でございますが、増額をして本年度で全部を発注し完了に向けて取り組んでいきたいという部分でございますので、増額をお願いしたいというところでございます。

その下の公共土木施設災害復旧事業、6ページの農林水産施設災害復旧事業につきましては、災害査定が確定いたしまして事業費が確定したという部分で増額補正をお願いするものでございます。

今回の地方債補正といたしましては3,050万円の減額をお願いするものでございます。 9ページをお開きください。

歳入でございます。

13款国庫支出金、国庫負担金の災害復旧費国庫負担金でございます。これにつきましては、災害査定が完了いたしまして事業費が確定したことに伴います歳入の増でございます。道路2カ所分で補助率0.667%となっております。

次の国庫補助金でございます。総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度 システム整備費補助金でございますが、中間サーバーの負担金の補助金として今回新たに該 当したという部分で12万4,000円の増額となったものでございます。

2目の民生費国庫補助金でございます。8目臨時福祉給付金給付事業補助金(経済対策分)ございます。これにつきましては、国のほうで新たに臨時福祉給付金事業の経済対策分として今回実施するという形になりましたので、10分の10の補助率の中で歳入歳出を計上させていただくというものでございます。詳しくは歳出で申し上げます。

続きまして、土木費国庫補助金でございます。道路橋梁費補助金で1億922万9,000円の減額補正となったところでございます。道路整備事業補助金につきましては1億885万8,000円

の減額、内訳の確定に伴うものでございます。確定額が、道路ですと5,872万4,000円、当初申請額が1億6,758万2,000円という部分でこの分が減額された。雪寒機械購入補助金でございます。これにつきましても、除雪ドーザの購入が完了したということでございますので確定したという部分で37万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

教育費国庫補助金、教育費補助金につきましては、子供の学習支援コミュニティという部分ですが、これについては県の補助金のほうに予算の組み替えをしたという部分ですので、 後ほど説明いたします。

続いて商工費国庫補助金でございます。これにつきましては、地熱開発理解促進関連事業支援補助金ということで今回新たに137万5,000円の追加をお願いするものでございます。この補助金につきましても10分の10の補助金で事業を実施していきたいという部分でございます。

10ページでございます。

県補助金、農林水産業費県補助金、農業費補助金207万5,000円の増額補正でございますが、中山間地域等直接支払補助金から農産振興事業補助金につきましては事業費確定に伴う増減でございます。一番下のチャレンジふくしま水田フル活用緊急対策事業補助金、これにつきましてが、キュウリ、トマト等の灌水設備についての補助金を今回新たに要望いたしましたところ該当したという部分で、10分の4の補助金をいただけるという形になったものですから歳入として見込んだところでございます。

教育費県補助金でございます。教育費の補助金につきまして54万8,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど国庫のほうで減額いたしました54万8,000円と同じように子どもの学習支援によるコミュニティ支援事業補助金54万8,000円を減額いたしまして、放課後子ども教室推進事業補助金という部分で合算額をここに組み替えをしたというところでございます。

災害復旧費県補助金につきましては、災害復旧に伴う県補助金という部分で、1カ所分の 補助金を計上させていただくという部分です。補助率0.65でございます。

続きまして、県委託金でございますが、総務費県委託金につきましては、参議院議員選挙の委託金確定に伴う減でございます。土木費県委託金については、県道除草委託金という部分で確定に伴う増でございます。

次のページ、11ページをお開きください。

財産売払収入につきましては、除雪車を1台購入したことによりまして1台除雪車を売却

したという部分でございます。牧沢地区を受け持っておりました13トンの除雪ドーザを今回 売却して、260万円で売却することができたという部分で86万円の増額補正をお願いするも のでございます。

続いて繰入金、基金繰入金でございますが、雇用対策基金繰入金につきましては緊急雇用対策事業の事業費確定に伴う減という部分でございます。只見川流域については利子分の、本年度この基金分につきましては全額使い切るということになっておりますので、発生する利子分について歳入の増額をお願いするものでございます。

諸収入、雑入につきましては358万5,000円の増額でございますが、後期高齢者療養給付費の補助金の確定に伴います還付金という部分でございます。それと多面的機能支払交付金返還金、これが24年から27年分の面積の変更に伴うもので6万5,000円の増額となったものでございます。雇用保険料については臨時職員の雇用保険料の減でございます。

12ページ、町債につきましては、先ほどの地方債補正で申し上げました部分をここで計上させていただいているというところでございます。

続きまして、13ページ、歳出でございます。

議会費については人件費補正でございます。総務費、総務管理費の一般管理費についても 同様でございます。

財政管理費でございます。備品購入費33万8,000円でございますが、これにつきましては、 今回、公会計システムという部分で国のシステムを導入して、無料のシステムなんですが、 それを使ってやりたいという部分で、今柳津町で持っているパソコンでは最新のパソコンと いう形ではございませんので、新たなパソコンを1台導入して国のシステムを導入し、公会 計を町直営で実施していきたいという考え方でございますので、パソコン1台をお願いした いという部分でございます。

企画費、負担金補助及び交付金272万3,000円の増額でございますが、これにつきましては 定住促進対策新築住宅補助金でございます。現在5件の方から事前申請がございます。合計 額として872万3,000円がございますので、それに対しての補正をお願いするものでございま す。業者といたしましては、町内3業者、町外2業者の方が建設に携わっているというとこ ろでございます。

続きまして、電算管理費につきましては財源補正でございます。

続きまして14ページ、徴税費でございます。徴税費につきましては、23節償還金利子及び 割引料でございます。これにつきましては、過誤の還付金といたしまして、今回38万1,000 円をお願いしたいという部分です。昨年度までは黒字決算という部分で法人税を納めてくださっていた事業所がございましたが、本年度の申告によりまして赤字となるという部分がございまして、その分について、確定の結果、申告していただいていた38万1,000円について還付をしていきたいという考え方でございます。

続きまして、次の戸籍住民基本台帳費、4項選挙費につきましては職員の人件費の補正で ございます。

15ページをお開きください。

参議院議員選挙費でございますが、これは先ほどの歳入でも減額をさせていただきましたが、事業費確定に伴う減額補正でございます。

16ページ、統計調査費については人件費補正です。

下の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございますが、職員手当につきましては、今回の人件費の改定の部分でございますが、一番下の超過勤務手当から次のページの負担金補助及び交付金の欄の臨時福祉給付金1,800万円まで、これが先ほど歳入で申し上げましたとおり、今回新たに発生いたします臨時福祉給付金に伴います事務費並びに給付費をここでとらせていただいたというところでございます。

なお、17ページの臨時福祉給付金の1,800万円の考え方でございますが、1人1万5,000円 掛ける1,200人分を今回計上させていただいたというところでございます。

なお、この臨時福祉給付金につきましては、29年度からの給付でよいという形で国ほうから通達が出されたところでございます。実はその前のページでシステム改修が必要になっておりますが、柳津町のシステム改修は、3月いっぱいで改修は可能なんですが、ほかの自治体では3月31日までのシステム改修が難しいというふうになりましたことによって29年度の給付でよろしいという国から通達がなされたところでございます。

続きまして次のページ、17ページの負担金補助及び交付金の生活再建支援事業補助金の減額60万円でございますが、1名の方が辞退されたという部分でございまして減額をするものでございます。28節繰出金については国保事業会計に対する繰出金でございます。

老人福祉費につきましては、8節から14節までにつきましては敬老会等の確定に伴うもの、委託料につきましては、本年度より建築の設備の点検の関係について法改正がなされまして、今回ここで書いております高齢者福祉センターのぞみになりますが、対象外物件となったということで、今回15万2,000円の委託料の減額となったところでございます。繰出金につきましては介護保険及び後期高齢者特別会計への繰り出しでございます。

国民年金費、次のページの児童福祉費の柳津保育所、西山保育所、その下の衛生費、保健 衛生総務費につきましては職員の人件費補正でございます。環境衛生費の繰出金につきましては簡易水道事業特別会計繰出金でございます

続きまして、19ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業委員会費の給料、これについては人件費でございます。

3目農業総務費でございますが、これは庁車購入費の確定に伴います減額補正でございます。

農業振興費につきましては、給料、職員手当等につきましては人件費補正でございます。 報償費から14節の使用料及び賃借料までが今回の、先ほど歳入で申し上げました地熱の2次利用に関する部分での歳出補正をさせていただいたというところでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては確定に伴うものの減という部分と、先ほど歳入で申し上げましたチャレンジふくしま水田フル活用緊急対策事業補助金、これにつきまして10分の4の歳入でございますが、町といたしまして10分の1を上乗せして10分の5の補助率で歳出をしていきたいという部分で予算を計上させていただいたところでございます。

20ページの一番上、元気な産地づくり整備事業負担金でございますが、これにつきましては、防虫ネットについて新たに昭和のほうから要望がございましたので、それについて5万4,000円の補正をお願いしたいという部分でございます。

農地費につきましては、職員の人件費の部分、需用費から需用費負担金につきましては確 定に伴います減という部分です。償還金利子及び割引料につきましては、歳入で償還されま すものを国のほうに返還するための予算措置をさせていただいたところでございます。

地域農政特別対策事業費でございますが、これにつきましては、8節から次のページの原 材料費までの予算の組み替えをさせていただいたところでございます。柳津町の風評被害対 策に対するものをここで実施しているという部分で、今後のことを考えて予算の組み替えを お願いしたいという部分でございます。

続きまして、21ページでございます。

農村総合整備費につきましては、農業集落排水事業特別会計に対する繰出金でございます。 国土調査費、中山間地域等直接支払事業費については人件費補正、並びに中山間については 需用費、負担金につきましては確定あるいは確定見込みに伴う減額補正でございます。

22ページ、林業費でございます。林業振興費、林道費につきましては人件費補正です。林 道維持費につきましては、緊急雇用対策事業が終了いたしましたことに伴いまして減額をし たいという部分で、賃金並びに備品購入費の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、商工費、商工費の商工振興費及び観光費、次のページの職員手当までにつきましては人件費の補正でございます。

23ページの需用費285万7,000円の修繕費補正でございますが、これにつきましては、修繕内容といたしましては、二本木にありますあかべこの案内看板の修繕、並びにつきみが丘町民センターの暖房設備の膨張タンク等の整備、修繕をしたいという部分で今回285万7,000円をお願いするものでございます。

28節繰出金についてはスキー場特別会計に対する繰出金でございます。

続きまして、道路橋梁費の道路維持費でございます。これにつきましては、委託料500万円の減額でございます。これにつきましては、本年度、本来でありますと持寄地区のグローバルピッグファームが進出いたしまして事業を実施するという予定でございましたので、山側にあります素堀側溝等について断面を広くしたいというような考え方に基づいて委託料500万を計上しておりましたが、これが次年度にずれ込むということになったために今回500万を減額させていただいて、29年度の予算の中で計上をお願いしたいというところでございます。

18節備品購入費につきましては庁車購入確定に伴う減でございます。

道路新設改良費、給料、職員手当等は人件費補正です。

15節から22節までにつきましてが、先ほど地方債補正でも申し上げましたとおり、社会資本整備事業の補助金が確定したことに伴いまして大きな減額をしているところでございます。 工事請負費で1億2,710万円、公有財産購入費で50万円、補償補填及び賠償金で1,475万円という形になっているところでございます。

道路新設改良費の内訳としては、五畳敷大成沢線で1,600万円の減、八坂野大野線で5,840万円の減、下ノ湯五畳敷線で2,020万円の減で9,460万円の減しているところでございます。 用地買収費については下ノ湯五畳敷線です。補償補填の立木補償賠償費についても下ノ湯五畳敷線です。物件補償につきましても五畳敷大成沢線で525万円、下ノ湯五畳敷線で920万円の減額となったところでございます。

続いて、24ページの都市計画費については下水道事業特別会計繰出金です。

次の住宅費については人件費補正。

25ページをお開きください。

消防費でございます。消防施設について工事請負費の補正をお願いするものでございます。

今回、消火栓を設置するという考えたところがございますが、今回設置する場所を岩坂町の 圓蔵寺北門を設置するという部分でございまして、当初は水道本管からすぐ立ち上げるとい う考え方でございましたが、今回あの場所につきましては水道の本管が只見川側にあるとい う部分がございまして、道路を横断する必要があるという形になったものですから、今回 100万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして教育費、教育総務費の事務局費につきましては、人件費補正並びにメガデータネッツ回線使用料の使用見込みの増という部分でお願いするものでございます。

続きまして、小学校費、西山小学校管理費でございますが、備品購入費として暖房器具等で5万6,000円の補正をお願いするものでございます。

次のページ、26ページでございます。

社会教育費の社会教育総務費及び美術館管理費、次の保健体育費、運動公園管理費については人件費補正でございます。

次のページ、27ページをお開きください。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年林業施設災害復旧費につきましては、委託料で18万3,000円、工事請負費で390万円の補正をお願いするものでございます。災害査定が完了したという部分でございますので今回お願いするものでございます。

続いて、公共土木施設災害復旧費につきましても災害査定が終わりまして事業費が確定したという部分で工事請負費で200万円の増額をお願いするものでございます。

公債費につきましては、償還金利子及び割引料、元金及び利子につきまして補正をお願いするものでございますが、これにつきましては、これは変動金利を利用しておりまして、利率の見直しが10年目で参りました。という部分で元金がふえて利息は当然減っていくというふうになりますので、今回補正をお願いするものでございます。

予備費については344万5,000円の減額補正をするものでございます。

37ページをお開きください。

議案第94号「平成28年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」。

事業勘定につきましては、29万3,000円を追加して6億2,579万2,000円とするものでございます。施設勘定につきましては、歳出補正のみでございます。ただ、国民健康保険特別会計の補正内容といたしましては、人件費のみの補正でございますので、内容等についてはご説明を省略させていただきたいと思います。

63ページをお願いいたします。

議案第95号「平成28年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」でございます。5万6,000円を追加し4,986万6,000円とするものでございます。内容は人件費及び保険料の還付金の補正となっております。

68ページをお願いします。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金として5万円でございます。諸収入で、償還金及び還付加算金と して6,000円の歳入補正でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては人件費補正でございます。諸支出金につきましては、歳入で今ほどありました還付金がありますので、それを還付していくという部分で今回1,000円の補正をお願いしたいという部分でございます。

予備費で5,000円の増額補正でございます。

78ページをお願いします。

議案第96号「平成28年度柳津町介護保険特別会計補正予算(第3号)」でございます。 1,557万8,000円を追加して5億3,364万4,000円とするものでございます。

83ページをお開きください。

歳入でございます。

今回の歳入の補正につきましては、歳出のほうで給付費の増額見込みあるいは今後の見込み等を考えましたところ、それに伴います率によって国庫負担金あるいは県補助金等の補助金を調整するものでございます。

まず最初に国庫補助金でございます。介護給付費補助金、現年度分については給付見込み 増に伴うもので356万円の増でございます。国庫補助金の調整交付金についても同様の給付 見込みに伴う増、178万円です。

その下の介護保険事業費補助金につきましては、介護保険のシステム改修が必要になって まいります。これにつきましては、長期所得と譲渡所得等についての改正が必要になるとい うふうになったもので、システムを改修するという部分でシステム改修費の2分の1の補助 が国から交付されるという部分で36万7,000円をお願いするものでございます。

続いて、支払基金交付金につきましては、今後の給付見込みを出したところの増額で498 万3,000円となったところでございます。 次のページ、84ページでございます。

県補助金につきましても給付見込みの増によりまして222万5,000円の補正、繰入金の一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、町の場合も県と同額の補正、増額補正で222万5,000円となったところでございます。

その下の一般会計繰入金の事務費につきましては、人件費関係の補正に伴います繰入金で 43万8,000円となったところでございます。

続いて、歳出でございます。

総務費の一般管理費でございます。給料から共済費までは人件費補正に伴うものでございます。

13節委託料でございますが、先ほどこれは歳入で申し上げましたとおり、システム改修に伴いますもので73万5,000円の歳出補正をお願いするものでございます。

続きまして、2 款保険給付費の介護サービス等諸費でございます。 1 目居宅介護サービス 給付費につきましては財源補正でございます。 7 目の居宅介護サービス計画給付費につきま しては77万4,000円の増額補正、今後見込みという部分でお願いしたい部分でございます。 9 目地域密着型介護サービス給付費につきまして1,620万9,000円という形で大きい補正をお 願いするものでございますが、これにつきましては、現在石神地区で行われております施設、 デイサービスでございますが、あの施設につきまして、当初は居宅介護サービスという部分 で考えてございましたが、法改正になりまして地域密着型施設になったという部分でござい ますので、その分を今回補正をお願いするという部分でございます。

そうなりますと、本来であれば地域介護サービス給付費の減額補正はあるわけでございますが、これにつきましても今後見込みを立てたところ、今の給付費等が必要だという部分でございますので、これにつきましては減額補正はしないで現在のままの予算額でお願いしたいというところでございます。

次のページ、86ページでございます。

高額介護サービス等費でございます。これについても見込みで61万円の増額をお願いしたい。その下の介護予防サービス等諸費20万9,000円、これは住宅改修関係で20万9,000円をお願いしたい。その他諸費の審査支払手数料について6,000円の見込み増をお願いしたいという部分でございます。調整分として、予備費として303万5,000円を減額するというところでございます。

95ページをお願いします。

議案第97号「平成28年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」でございます。1万9,000円を減額して2億9,945万円とするものでございます。

100ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金として50万1,000円の減額補正、諸収入といたしまして48万2,000円の増額でございますが、本年度消費税についての確定申告をいたしましたところ、消費税が還付になるということが確定いたしました。それに伴いまして、昨年度分の還付金として48万2,000円が本年度返ってくるという形になりました。

101ページをお開きください。

歳出でございます。

簡易水道事業費、簡易水道事業費の給料から共済費までにつきましては人件費の補正でございます。需用費の110万円の修繕費の補正をお願いしたところでございますが、これにつきましては、防災無線等でもお願いを申し上げましたが、柳津地区の簡易水道の漏水がございまして、それに対する修繕箇所、3カ所の大きな修繕箇所が見つかりましたので、それに対する補正をお願いしたいという部分で110万円の補正でございます。

公課費でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げとおり、消費税については 還付となったという部分でございますので、本年度の消費税の納入はないという部分で217 万円の減額補正をするものでございます。

公債費につきましては、一般会計で申し上げましたとおりと同じように、10年で利率が改定されたことに伴います元金、利子の増額、減額補正でございます。

110ページをお願いいたします。

議案第98号「平成28年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算(第2号)」でございます。97万1,000円を追加して597万1,000円とするものでございます。

115ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一般会計繰入金で97万1,000円でございます。

次のページ、116ページをお願いいたします。

歳出でございます。

スキー場事業費の中で工事請負費で97万1,000円をお願いしたいという部分でございますが、これにつきましては、スキー場の安全対策といたしまして、現在県道の上空をワイヤ並

びに昨年度までネット等がございましたが、まだネット等を使用しているワイヤあるいは金 具等が残っております。ことしは大雪の危惧もございますので、安全対策のためにそういう ものを撤去したいという部分でございます。それと同時に、山側にあります支柱についても 少し傾いているものがございます。危険がございますので、同時に撤去したいという部分で 今回97万1,000円をお願いするものでございます。

続いて次のページでございます。

議案第99号「平成28年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」でございます。7万3,000円を追加して8,954万6,000円とするところでございますが、これにつきましては、内容が人件費補正となっておりますので省略をさせていただきたいと思います。132ページをお願いいたします。

議案第100号「平成28年度柳津町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」でございます。40万7,000円を追加して7,909万3,000円とするものでございます。

137ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一般会計繰入金といたしまして40万7,000円でございます。

次のページをお開きください。138ページです。

歳出でございます。

総務費、総務管理費の施設管理費で、給料から共済費までについては人件費補正に伴うものでございます。

需用費で71万2,000円の修繕費の増額補正でございますが、これにつきましては、国道252 号線にございますマンホールのふたの修繕をするものでございます。それに伴う今回の補正 でございます。

公債費につきましては、一般会計、簡易水道会計でご説明しましたとおり、利率等の10年 の見直しに伴います元金の増、利子の減額に伴う補正でございます。

以上で補正予算に対する説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。



○議長

ここで暫時休議します。

再開を11時25分といたします。(午前11時15分)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時25分)

 \Diamond \Diamond

○議長

先ほど、3番、伊藤 純君の柳津町税条例の一部を改正する条例についての質問がございましたので、総務課長より再答弁を願います。

総務課長。

○総務課長

先ほど伊藤議員のほうから、条例の15ページのほうでの「詐欺その他の行為について」という部分で、時効はあるのかというご質問がされたと思います。調べましたところ、地方税法上で、第18条の中では、地方公共団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅するという形にはなってございますが、今現在、柳津町としては当然申告の指導はして、申告をしてください、出してくださいというお願いはしておりますので、このようにはならないように十分注意をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。(「了解です」の声あり)

○議長

それでは、議案第93号から議案第100号まで、これより質疑を許します。 6番、小林 功君。

○6番

それでは、19ページになります。

4目農業振興費の中で、報償費から使用料及び賃借料までの補正予算について、これは地熱の二次利用についての予算化という説明がありました。西山支所地区においていろんな事業化を図って雇用をつくっていくといったことで、地域の振興を図っていくということで大変大切な事業であるかと思います。約130万の予算が上がってきております。これが今から今年度3月いっぱいまでの間にこの130万円をどのように使用するのか、詳しい内訳についてお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますけれども、この事業につきましては、平成26年度から 事業を実施しておりまして、今年度につきましても予算化をしまして事業を実施していくと いうことでございます。

事業の中身でございますけれども、今年度につきましては、昨年度に実施しました地熱二次利用基本計画の策定、また事業化可能性調査ということで昨年度実施しているわけなんですが、地熱理解促進セミナーということで開催していくことが一つと、あとワーキンググループということで、今現在メンバーを募集しております。その立ち上げということで、今年度につきましては、これまで誰が何をやっていくのかということでまだはっきりしない面があったわけなんですが、今年度につきましては、ワーキングメンバーの方たちに集まっていただきまして、内容、検討、協議していただきまして、実際に何をやっていくのかということで決定していきたいと思っております。

また、先進地の視察ということで、地熱に関しまして抱える課題等の参考になると考えられます、今のところ考えておるのが岩手県の八幡平市なんですけれども、そちらのほうの視察もしていきたいということで考えております。

以上であります。(「終わります」の声あり)

○議長

ほかにございませんか。

10番、鈴木吉信君。

○10番

101ページなんですが、修繕費、これは防災無線等で漏水があるかもしれないので皆さん 点検等お願いしますということだったんですが、現在3か所くらい漏水していて、これに対 する修繕という話だったんですが、これから冬期間に入って、凍結、そのようなおそれもあ るわけなんですが、今現在、水不足に対しての心配というものはないんでしょうか、どうで しょうか。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

今回の、多分地震の影響だと思いますが、3カ所ほど漏水箇所がありましたが、いずれも 仮設ではありますが応急的に工事をしてまいりまして、水不足の心配はなく、今通常どおり 供給しております。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

水道にも相当関係があるんですが、今、日本全体的に問題になっている一つとしてインフラの老朽化ということがよくマスコミなんかに出てくることがありますので、柳津町でも当然考えなくてはいけない、これから今後どのような修理の仕方をしていくのか、どの部分がどれだけ古くなって劣化しているのか、そういった一連の作業を今後進めていかなくてはいけないと思うんですが、今後どういう考え方でいるのかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

施設の老朽化ということでございますが、何カ所かにおいては、仮に急遽水道管の破裂とかそういう部分については事前に対処している箇所もございます。施設の配管されている場所とかそういうものを、随分前に施工したということもありましてなかなかその場所を特定するのが困難になっているわけですが、その辺は当時設備をした地区の方とか業者の方とかそういう方にお聞きしまして、計画的に進めてまいりたいと思います。(「わかりました」の声あり)

○議長

5番、田﨑信二君。

○5番

116ページ、スキー場の事業費の中で、今年度97万1,000円ということで、実際県道の上を 横断しているネットを除去しまして、残されたアーム等なり撤去するということなんですが、 私、前年度一般質問でもしたわけです。雪が降る前にできればやったほうが危険性がないの ではないか、なぜ今の時期になったのか、その辺教えていただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますが、以前から鉄塔が、支柱が曲がったりということで 危険であったということは重々承知しておりまして、今の時期になった理由ということでご ざいますけれども、さまざまな理由、ことしは大雪が予想されるということもございまして、 大変遅くはなってしまったんですけれども、今回の補正予算のほうに提案させていただいた ということでございます。

以上です。

○議長

5番、田﨑信二君。

○5番

大雪が予想されるんでしたら、9月の定例会まで補正を組んでもよかったのではないかな と個人的には思うんですが、残されたネット、これを今後どういうふうな、撤去なりしてい くのか、いつの時期にやっていくのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今回、工事請負費のほうで予算化した工事以外の部分についてということかと思うんですけれども、今、小巻の共有会、また土地の所有者などと話し合いを進めております。スキー場の今後の利活用ということで話を進めているところではございますが、今現在、そちらのほうの調整をしている段階でございまして、はっきりといつごろということは申し上げられませんけれども、今後進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長

5番、田﨑信二君。

○5番

私が言ったのは、今工事で残された部分、もう少しあるわけですね。そのネットがあるわけですよ。それの撤去時期。あわせまして、今課長答弁したと思うんですが、跡地をどのような方向で今検討しているのか。というのは、記憶にあるのは29年度設計に入るのかなと。30年度には着工するのかなというように、ちょっと忘れたんですが、そういうような動きで話を聞いたと思うんですが、その辺についてどのような経過になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長

地域振興課長、今残されている部分と、それから跡地の利用、これを区別して答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

残されている部分とそのほかの施設の部分については、あわせて撤去を行ってまいりたいと考えております。ことしになって地区のほうとは3回ほど話し合いの場を持っております。 その中で、今後の利活用ということで、花木を植栽していくことと遊歩道的なものをつくっていきたいということで話のほうはしております。

以上であります。

○議長

5番、田﨑信二君。(「結構です。わかりました」の声あり) ほかにございませんか。

3番、伊藤 純君。

○3番

16ページ、民生費でありますけれども、超過勤務手当、補正予算とってありますが、これはシステム委託料とも関連してくると思うんですけれども、これはまだシステムができていないということで、臨時給付金のシステムということになると思うんですが、この臨時給付金について、いつごろ給付できるのか、そしてまた超過勤務の延べ人数と延べ時間、町民課長、よろしければ教えていただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

臨時福祉給付金につきましては、国の方針で当初年度内に支払いを始めるということでありましたので、それに基づきまして町としても進めてきたところであります。しかし、システムの改修のほうが、ほか自治体とかそういったところで間に合わないところが多くあるというような状況だそうであります。そういう状況から国の対応が変わりまして、4月以降に支払いをするようにということに変わりました。ですので、柳津町としまして4月中旬から下旬にかけて第1回目の支払いを行いまして進めてまいりたいと思います。

ただ、終わりの時期が6月までと予定しておりました。それにつきましては動かさないで 6月までには支払いを完了したいというふうに考えてございます。

それから、超過勤務につきましては臨時福祉給付金の実施に伴う部分での超過勤務という ことになります。対象は、町民課住民福祉班が担当となりますのでそちらの職員となりまし て、50時間を見込んだものでございます。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

6月までには終了できるということでありますので、スピード感をもって早目に給付できるように要望します。以上です。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第93号「平成28年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第94号「平成28年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のと おり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第95号「平成28年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案の とおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第96号「平成28年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり 決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第97号「平成28年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のと おり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第98号「平成28年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第99号「平成28年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案

のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第100号「平成28年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のと おり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第12、議案第101号「指定金融機関の変更について」を議題といたします。 提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (登壇)

議案第101号「指定金融機関の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、現在の指定金融機関との契約が来年3月31日で終了することに伴い提案をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいた します。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

それでは、議案第101号「指定金融機関の変更について」補足して説明を申し上げます。 地方自治法施行令第168条第2項の規定により、柳津町に属する現金の出納のため指定金 融機関を下記のとおり変更したいというものでございます。 現在、平成27年4月1日から29年3月31日までの期間においては、会津よつば農業協同組合を指定金融機関としてまいりました。契期が満了するという部分でございますので、後任といたしまして会津信用金庫を29年4月から指定金融機関として指定をしていきたいということでございます。

なお、契約期間につきましては、従前の例に従いまして2年間を考えております。 以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第101号「指定金融機関の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、議員提出議案第8号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める 意見書の提出について」を追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議員提出議案第8号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



○議長

追加日程第1、議員提出議案第8号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

9番、田﨑為浩君。

○9番(登壇)

議員提出議案第8号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」趣旨説明をいたします。

平成23年6月、地方議会議員の年金制度廃止以降、新たな年金制度について検討されておりますが、時代に相応したものにすることが議員を志す新たな人材の確保につながっていくと考えますので、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備の早期実現について意見書を提出するものであります。以上であります。

○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第8号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」は、ただいまの説明のとおりでありますので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成28年第4回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶご審議、まことにお疲れさまでございました。(午前11時50分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議 長 伊 藤 昭 一

同 議員 齋藤正志

同 議員 田 﨑 為 浩

同 議員 鈴木 吉信